

令和 7 年度答申第 6 号
令和 7 年 5 月 2 3 日

諮問番号 令和 7 年度諮問第 3 号（令和 7 年 4 月 2 3 日諮問）
審 査 庁 厚生労働大臣
事 件 名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号。以下「労災保険法」という。）2 9 条 1 項 2 号に掲げる社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A 労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）労災保険法 2 9 条 1 項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項 2 号には、業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被

災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業が掲げられている。

そして、労災保険法 29 条 2 項は、前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定めると規定している。

- (2) 上記 (1) の委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則 (昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災保険法施行規則」という。) 32 条は、労災保険法 29 条 1 項 2 号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金及び長期家族介護者援護金の支給を行うものとするとして規定するとともに、労災保険法施行規則 33 条 1 項のいわゆる柱書きは、労災就学援護費は、同項各号のいずれかに該当する者に支給するものとするとして規定し、同項 2 号には、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子 (当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。) で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支給を必要とする状態にあるものが掲げられている。

そして、労災保険法施行規則 33 条 3 項は、同条 1 項及び 2 項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定めると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) B (以下「本件労働者」という。) は、C社に就労していた者であるが、令和 4 年 6 月 8 日、D地内の倉庫で死亡しているのを発見された。死因は、縊頸による窒息である。

(遺族補償年金支給請求書、死体検案書)

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、令和 4 年 12 月 22 日、処分庁に対し、遺族補償年金の支給請求をするとともに、労災就学援護費の支給申請 (本件申請) をした。

(遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書)

- (3) 処分庁は、令和 6 年 10 月 2 日、上記 (2) の遺族補償年金の支給請求に対し、「「心理的負荷による精神障害の認定基準」に基づき調査した結果、令和 4 年 4 月頃に「うつ病エピソード」 (F 32) を発病したものと認められますが、発病前おおむね 6 か月間に確認できた業務による出来事

の心理的負荷の評価の強度は、業務上と判断できる「強」には至らず、労災として認定できませんでした。したがって、請求のあった遺族補償年金については不支給と決定します。」との理由を付して、遺族補償年金を不支給とする決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）をし、同日付けの通知書を審査請求人に送付した。

（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書、「不支給決定通知」と題する書面）

- （４）処分庁は、令和６年１０月２日、本件申請に対し、「業務上と認められなかったため」との理由を備考欄に付して、労災就学援護費を不支給とする決定（本件不支給決定）をし、同日付けの通知書（以下「本件通知書」という。）を審査請求人に送付した。

（労災就学等援護費不支給決定通知）

- （５）審査請求人は、令和６年１１月７日付けで、Ｅ労働者災害補償保険審査官（以下「本件労災保険審査官」という。）に対し、労働保険審査請求書を提出して、本件遺族補償年金不支給決定についての審査請求（以下「別件審査請求」という。）をした。

（労働保険審査請求書（令和７年５月１５日付けの審査庁の事務連絡・記２、資料４））

- （６）審査請求人は、令和６年１１月７日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- （７）審査庁は、令和７年４月２３日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

３ 審査請求人の主張

本件労働者の死亡の業務起因性を否定した判断に不服があるため、本件不支給決定の取消しを求める。

第２ 諮問に係る審査庁の判断

- １ 本件不支給決定は、審査請求人の子の在学に係る本件申請に対して行われたものであることから、審査請求人が、「労災就学援護費支給要綱」に定める労災就学援護費の支給対象者と認めることができるか否かを判断する必要がある。
- ２ 労災就学援護費の支給対象者となるためには、遺族補償年金受給権者と認

められる必要があるところ、審査請求人は、遺族補償年金の不支給決定がされているから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

- 3 以上のように、本件不支給決定は違法又は不当なものとは認められないことから、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

なお、処分庁は、本件不支給決定に係る本件通知書において、本件不支給決定の理由を「業務上と認められなかったため」としているが、当該不支給理由は本件遺族補償年金不支給決定の理由であって、本件不支給決定の理由としては適当ではないと考えられる。審査請求人が本件不支給決定の理由を正しく理解することができるよう、労災就学援護費の支給要件（労災就学援護費の支給対象は、遺族補償年金の受給権者であることが前提となっていること）を明示した上で、審査請求人がこの支給要件に該当しないことを理由として示す必要があると考えられる。

また、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 審査請求人は、令和6年11月7日付けで、本件遺族補償年金不支給決定を不服として、本件労災保険審査官に対し、別件審査請求をしている（上記第1の2の(5)）。この点について、本件諮問に係る審査庁の諮問説明書においては、本件の経緯として上記の事実につき記載があったが（諮問説明書第1の2の(1)のエ）、審査庁は、本件諮問に際し、別件審査請求に係る資料を提出しなかった。当審査会においては、かねて、審査庁に対し、当審査会に諮問をするに当たって、迅速かつ適正な調査審議の実現のため、関連する申請に対する処分が行われている場合などには、事案の経緯の裏付けとなる資料の添付をするよう要請してきているところ、労災就学援護費の支給を受けるためには、遺族補償年金等の支給決定を受けていることが前提になるから（上記第1の1の(2)及び後記2）、別件審査請求は、本件審査請求に密接に関連するものであり、別件審査請求に係る資料は、本件諮問において当然提出すべきものである。そこで、当審査会は、審査庁に対し、別件審査請求に係る資料の提出を求めざるを得なかった。

審査庁においては、当審査会の上記の要請の趣旨を踏まえ、本件のような事案を当審査会に諮問をするに当たっては、必要な関係書類の添付漏れ

の防止に十分な配慮が望まれる。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労災保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としており（労災保険法1条参照）、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして制度が設けられている。そして、労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号に規定する「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われるものである。したがって、労災就学援護費は、上記のような社会復帰促進等事業の制度の位置づけ及び労災保険法29条1項2号の規定の文理から、業務災害等を被ったと判断された「被災労働者」の遺族として保険給付としての遺族補償年金等の支給決定を受けている者でなければ、その支給を受けられないことになる。労災保険法施行規則33条1項2号が労災就学援護費の支給対象者につき遺族補償年金等を受ける権利を有する者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡については、業務災害と認定することができないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされており（上記第1の2の(3)）、審査請求人は、労災保険法施行規則33条1項2号に規定する遺族補償年金等を受ける権利を有する者に当たらないから、労災就学援護費の支給対象者に該当するとはいえない。

この点に関し、審査請求人は、本件審査請求の理由として、本件労働者の死亡の業務起因性を否定した本件不支給決定の判断に不服があると主張しているところ、遺族補償年金を含む労災保険の保険給付と労災就学援護費を含む社会復帰促進等事業に係る上記のような制度の構造に照らし、上記の主張は、遺族補償年金不支給決定についての審査請求の理由としては適切であるが、その支給決定がされていないことから前提を成す要件が欠けるとしてされた労災就学援護費不支給決定（本件不支給決定）についての審査請求に関するものとしては、結論に影響するものとはいえず、採用することができない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

(1) 処分の理由の記載について

本件通知書には、「備考欄」に、不支給の理由として「業務上と認められなかったため」と記載されているが（上記第1の2の（4））、この記載は、上記2に述べたように、本件不支給決定の理由としてはふさわしくなく、これだけでは審査請求人が本件不支給決定の理由を正しく理解することは困難である。

審査庁も、この記載は適当ではなく、労災就学援護費の支給要件（労災就学援護費の支給対象者は、遺族補償年金の受給権者であることが前提となっていること）を明示した上で、審査請求人がこの支給要件に該当しないことを理由として示す必要がある旨指摘している（審理員意見書も同様の指摘をしている。）。

行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定し、同条2項は、処分を書面でするときは、当該処分の理由は書面により示さなければならないと規定している。

この行政手続の基本原則に従い、本件通知書には、本件不支給決定の理由として、労災就学援護費の支給要件の全体像（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。

当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（令和3年度答申第23号、令和4年度答申第65号、令和5年度答申第56号ほか）において、不支給決定の理由提示の在り方について改善する必要があることを指摘し

ており、審査庁においては、労災就学援護費の不支給決定について、適切な理由の記載を徹底することが強く望まれる。

(2) 処分の理由の記載欄について

本件通知書においては、「備考欄」に、「業務上と認められなかったため」と記載されている。

労災就学援護費の支給に係る事務処理を定めた「労災就学援護費支給要綱」（「労災就学援護費の支給について」（昭和45年10月27日付け基発第774号労働省労働基準局長通達）の別添）は、「労災就学援護費を変更又は不支給とする場合には、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。」と定めている（7の（1）のホの（二））ものの、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）（以下「本件通知書様式」という。）に「理由欄」は設けられていないし、「当該決定の理由」を本件通知書様式のどこに記載するのかも定めていない。

そして、本件通知書にも「理由欄」はなく、「備考欄」に「業務上と認められなかったため」と記載がされている。本件通知書において、上記（1）に述べたように、不支給決定の理由が十分に提示されていないのは、本件通知書様式に「支給変更・不支給の理由」欄が設けられていないことにその一因があるとも考えられる。

当審査会は、累次の答申（令和3年度答申第23号、同第59号、令和6年度答申第59号ほか）において、労災就学援護費の不支給決定通知書に、その理由が提示されず、又は十分に提示されていないのは、本件通知書様式に「支給変更・不支給の理由」欄が設けられていないことにそもそもの原因があると考えられることから、関連する様式の速やかな改善が望まれる旨指摘している。

審査庁においては、本件通知書様式等について、速やかに改善すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの本件諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美